

遺産分割協議書の記載に当たっては、以下の点にご留意ください

遺産分割協議書において預金の承継方法を定める場合、次のような記載をされますと、預金が遺産分割の対象とされているのか、どの相続人にどれだけの預金が承継されるのか等を判断することができません。

このため、遺産分割協議書があっても改めて相続人全員の同意・承諾を確認させていただくことがあります。円滑なお手続のため、ご注意くださいますようお願いいたします。

(1) 預金が遺産分割の対象とされているか不明な場合

(記載例)「不動産は甲が、動産は乙が取得する」としか記載されていない場合

預金は「債権」であって、「不動産」でも「動産」でもないため、遺産分割の対象とされているのか判断することができません。

(2) 遺産分割協議書に記載されていない預金がある場合

遺産分割協議書において、分割対象である預金を、銀行名・支店名・口座番号等によって具体的に特定した場合に、当該協議書に記載のない被相続人名義の預金があるときは、その預金は遺産分割の対象にはなりませんので、法定相続となるか、改めて遺産分割協議を行っていただくかのいずれかになります。

なお、遺産分割協議書に「遺産分割後に新たに判明した財産は全て〇〇〇〇が取得する」といった条項が記載されている場合でも、個々の事情によって、当該条項がそのまま適用されるのか判断できない場合があります。

(3) 預金の承継に条件が付されている場合

(記載例)「甲の乙に対する代償金〇円の支払を条件として、甲が全ての預金を承継する」などと、預金の承継に条件が付されている場合

銀行では、上記条件が成就されたかどうか確認できず、文言どおりに預金が承継されることになるのかを判断することができません。

(4) 預金残高に変動がある場合

ある時点(例えば相続開始時点)の預金残高をもとにして、遺産分割協議書において預金の承継金額を具体的に記載していたとしても、遺産分割協議の成立までに預金残高が変動していたという場合には、過不足分が遺産分割協議の成否や内容にどう影響するかを判断することができません。

- 遺産分割協議が有効に成立したことを確認するため、相続人全員の印鑑証明書により、遺産分割協議書上の相続人全員の署名捺印を照合させていただきます。この確認ができない場合、改めて当該相続人の同意・承諾を確認させていただくことがあります。